

# 八潮市工業活性化推進事業補助制度のご案内

この制度は、市内工業の活性化及び振興を図るため、市内の工業団体が共同で行う経営改善等の事業の実施に対する経費の一部を補助する制度です。

## ★対象者

市内の工業団体（市内において工業を営む事業者の団体）

## ★補助対象事業

- （1）講習会、研修会等の経営改善事業
- （2）新製品開発事業
- （3）新技術開発事業

## ★補助対象経費

補助対象事業のうち、次のいずれかに該当する経費

- （1）需用費：消耗品、材料、資料等
- （2）委託料：企画委託料、会場設営委託等
- （3）賃金：アルバイト賃金等
- （4）報償費：講師謝礼金、講演料、原稿料等
- （5）印刷製本費：チラシ、ポスター、パンフレット、参加申込書の印刷等
- （6）使用料および賃借料：会場借上げ、車両借上げ、設備賃借等

## ★補助金の額

補助対象経費の2分の1以内（上限5万円/100円未満切り捨て）

## ★募集期間 ⇒ 令和6年4月1日から令和7年3月7日まで

※令和7年3月31日までに事業を終了し、報告書を提出できる場合のみ申請可能です。

※期間内に市の予算枠を超えた場合は、その時点で申し込みを終了します。

## ★手続きの方法 ⇒ 裏面をご覧ください。

## ★申し込み・問い合わせ先

八潮市商工観光課 商工・企業立地係 TEL 996-2111（内線479）

# 手続きの方法

申請書類受取

市役所商工観光課でお配りしています。

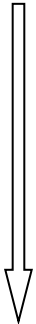


補助金申請

下記の書類を揃えて市役所商工観光課へ提出してください。

(\*は指定用紙)

- \* ①八潮市工業活性化推進事業補助金交付申請書
- \* ②補助事業計画書(様式第2号)
- ③事業に係る収支予算書
- ④団体の規約、会則等
- ⑤その他、事業実施に伴う書類



書類審査

市が審査をします。



補助金交付決定

市から交付決定通知書を送付します。



事業開始



実績報告

事業実施後速やかに下記の書類を揃えて市役所商工観光課へ提出してください。(\*は指定用紙)

- \* ①八潮市工業活性化推進事業補助金実績報告書
- \* ②補助事業実績書(様式第7号)
- ③収支決算書
- ④領収書の写し(原本提示)
- ⑤事業実施の写真
- \* ⑥補助金の請求書



補助金額の確定

補助金の確定通知書を送付します。



補助金の交付

指定口座へ振込みます。